

災害時におけるボランティア活動に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と社会福祉法人富良野市社会福祉協議会(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、ボランティア活動を円滑に行うための甲と乙の協力体制について必要な事項を定める。

(災害ボランティアセンターの設置)

第2条 甲は、災害時の円滑なボランティア活動の円滑な推進のため、乙と協議し、次の各号のいずれかの場合に災害ボランティアセンター(以下「センター」という、)を設置する。

- (1) 市内で震度6以上の地震が発生したとき
- (2) 前号による被害と同等程度の被害が予想又は発生したとき

(連携及び協力)

第3条 甲と乙は、センターの設置と運営について連携及び協力し、必要な活動を実施する。

(センターの活動)

第4条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- (2) 収容避難所の支援及び協力に関すること
- (3) 自宅避難者の生活の支援及び協力に関すること
- (4) その他、応急対策及び復興対策の支援に関すること
- (5) センターの運営及び記録等に関すること

(設置場所)

第5条 センターの設置場所は、富良野市地域福祉センターとする。ただし、被災状況等により他の場所に設置することがある。

(平常時の協力)

第6条 甲と乙は、災害時のセンター機能を効果的に発揮するため、平常時から活動体制を整え、連携協力をするよう努める。

- 2 乙は、甲とともに、平常人から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等の関係団体と良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。
- 3 乙は、災害時の応急活動等を円滑に進めるために、地域の防災訓練等に積極的に参加し、関係団体との連携強化に努めるものとする。

(資器材の確保)

第7条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に要する経費は、甲が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 社会福祉法人富良野市社会福祉協議会
会長 小玉 将臣